

事業評価書「子供女性安全対策班の設置」の要旨

評価期間：平成21年4月1日から平成26年12月31日までの間

政策の背景・目的

子供や女性を対象とする性犯罪等を未然に防止するため、子供への声掛けといった前兆的事案を行った行為者に対し警察が先制・予防的に対処する必要があるが、それ自体は犯罪にならない事案やつきまとい等比較的軽微な犯罪に対しては、体制面の問題から、専従の捜査員を専門に投入することは例外的な場合に限られていた。

こうしたことから、**前兆的事案に係る行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を先制・予防的に講ずる**目的で「子供女性安全対策班」を設置したものの。

政策の内容

平成21年4月全ての都道府県警察本部に、「**子供女性安全対策班**」を設置。

平成26年4月時点で927人（うち女性警察官249人）が配置。

評価の観点

子供や女性に対する性犯罪等被害防止に係る有効性の観点から評価する。

効果の把握

1 子供女性安全対策班による検挙、指導・警告実施状況

| 区分 | | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 累計 |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 検挙 | 検挙人員 (①) | 893 | 1,262 | 1,366 | 1,359 | 1,168 | 946 | 6,994 |
| | 検挙件数 (②) | 886 | 1,253 | 1,354 | 1,345 | 1,163 | 930 | 6,931 |
| 指導・警告 | 行為者数 (③) | 937 | 1,764 | 2,072 | 2,306 | 2,258 | 1,893 | 11,230 |
| | 実施件数 (④) | 931 | 1,746 | 2,045 | 2,286 | 2,244 | 1,882 | 11,134 |
| 活動総数 | 人数 (①+③) | 1,830 | 3,026 | 3,438 | 3,665 | 3,426 | 2,839 | 18,224 |
| | 件数 (②+④) | 1,817 | 2,999 | 3,399 | 3,631 | 3,407 | 2,812 | 18,065 |

2 子供女性安全対策班設置(平成21年)前後の6年間の認知件数平均値の比較

| | 平成15年～平成20年の平均値 | 平成21年～平成26年の平均値 | | 平成15年～平成20年の平均値 | 平成21年～平成26年の平均値 |
|--------------|-----------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 強姦認知件数 | 2,005.0 | 1,304.5 | 強制わいせつ認知件数 | 8,515.2 | 7,183.5 |
| うち、被害者が13歳未満 | 76.3 | 65.8 | うち、被害者が13歳未満 | 1,334.7 | 1,047.2 |

| | 平成15年～平成20年の平均値 | 平成21年～平成26年の平均値 |
|---------------------|-----------------|-----------------|
| 被害者が13歳未満の逮捕・監禁認知件数 | 6.2 | 8.5 |
| 被害者が13歳未満の略取・誘拐認知件数 | 101.5 | 91.5 |

評価の結果・今後の課題

〔評価の結果〕行為者の犯罪行為の抑制に効果

- 累計1万8,224人に対し、**検挙又は指導・警告**を1万8,065件行い、性犯罪等に発展していく危険性を未然に除去。これらの行為者が再度同種の行為や性犯罪等に及ぶ場合においても、警察が行為者情報を把握していることにより迅速な検挙が可能。
- 平成21年（子供女性安全対策班の設置年）から26年の6年間の認知件数の平均値をその前の6年間（15～20年）の認知件数の平均値と比較すると、強姦、強制わいせつ、子供（13歳未満の者）を被害者とする略取・誘拐については下回っている。

〔今後の課題〕子供女性安全対策班の活動強化

- 平成25年及び26年の子供女性安全対策班による検挙及び指導・警告の件数が前年に比べ減少
- 研修会等による**情報分析力・捜査力の向上等により、子供女性安全対策班の活動をより強化していくことが必要。**
- 子供女性安全対策班を活用した総合的な被害防止対策を更に推進。